

大阪市告示第1011号

次の施設について、大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年7月23日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立西三国センター	令和7年8月12日（火）から同月15日（金）まで
大阪市立三国センター	令和7年8月10日（日）
	令和7年8月12日（火）から同月17日（日）まで
大阪市立東三国センター	令和7年8月13日（水）から同月16日（土）まで
大阪市立北中島センター	令和7年8月12日（火）から同月16日（土）まで
大阪市立西中島センター	令和7年8月13日（水）から同月16日（土）まで
大阪市立宮原センター	令和7年8月12日（火）から同月16日（土）まで
大阪市立啓発センター	令和7年8月10日（日）
	令和7年8月12日（火）から同月16日（土）まで
大阪市立柴島センター	令和7年8月13日（水）から同月15日（金）まで

（環境局環境管理部環境規制課）